

岐阜県中小企業家同友会

3月27日（金） 県信用保証協会との意見交換会 参加者名簿

企業名	氏名	役職
岐阜県信用保証協会	木村 敏人	常務理事
	渡辺 直	企業支援部 部長
	古田真一郎	総務企画部 副部長
	吉安 聡	総務企画部企画課 調査役

氏名	役職	企業名/住所・電話	事業内容	会内役職
鈴木 哲馬	代表取締役	(株)濃飛葬祭 美濃加茂市本郷町 6-7-30 0574-24-2255	葬儀・式典運営、セレモニーホール	副代表理事 中濃地区会長 中濃加茂支部
尾関 好一	代表取締役社長	オゼキ紙商事(株) 岐阜市柳津町高桑西 1-29 058-279-1222	紙卸販売（洋紙、板紙、和紙、紙製品）	理事 政策委員長 岐阜南支部
池戸 一成	代表取締役	(株)環境考房 各務原市蘇原柿沢町 1-15 058-371-0018	環境関連機器 「メッキくん」製造・販売	政策委員 岐阜各務原支部
藤井 啓栄	代表取締役	(株)F-tec 可児市土田字堀口 4185-4 0574-66-5111	造園・土木工事業	政策委員 中濃可児支部
水野 英雄	代表取締役	日興精機(株) 加茂郡富加町高畑 618-8 0574-54-2231	金属加工	理事 政策委員 中濃加茂支部
馬淵 智幸	所長	馬淵中小企業診断士事務所 瑞穂市本田 1576-1 058-326-3510	中小企業診断士 中小企業の経営支援	政策委員 岐阜南支部
多田 尚志	次長	多田会計事務所 岐阜市東島 1-3-12 058-232-4425	税理士事務所	政策委員 岐阜各務原支部
三輪 英輝	代表取締役社長	(株)コテラ商会 各務原市那加西市場町 6-115 058-383-1851	建築材料製造・販売	理事 岐阜地区会長 岐阜各務原支部
大前 智文	経営学部講師	岐阜協立大学 大垣市北方町 5-50 0584-77-3607	教育機関	政策委員会 外部委員
打田 進	事務局長	岐阜県中小企業家同友会 岐阜市水主町 1-176-2 058-273-2182	経営者団体	事務局長

【新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者への保証制度概要】

番号	1	2	3	4
制度	県制度 新型コロナウイルス感染症対策資金融資保証 略称 県新型コロナ	県制度 経済変動対策資金融資保証 略称 県経済変動	県制度 危機関連対応資金融資保証 略称 県危機関連	協会制度 危機関連保証 略称 危機関連
認定書の要否	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定を市町村から受けてください ※1 4号認定の要件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※2)の認定を市町村から受けてください ※2 5号認定の要件 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少している中小企業 など	中小企業信用保険法第2条第6項(※3)の認定を市町村から受けてください ※3 6項認定の要件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業 など	
対象要件(全て該当)	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②1年以上継続して事業を営んでいること ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有する中小企業者であること ②1年以上継続して事業を営んでいること ③新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の平均も3%以上減少することが見込まれること	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けていること ③1年以上継続して事業を営んでいること	
保証限度	8,000万円	1億円	1億円	2億8,000万円
資金使途	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金	
保証期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置1年以内)	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置1年以内)	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置1年以内)	10年以内(据置2年以内)
貸付方式	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付	
保証料率	0.50%	0.50%	0.60%	0.8% (小口扱いは0.65%)
責任共有	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象	責任共有対象外
回収条件	不可	可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある	可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある	可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある
貸付利率	年1.0%	年1.4%	年1.0%	金融機関所定利率
連帯保証人	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ	
担保	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	
備考	申込期間 令和2年3月5日～令和2年6月30日 融資実行 ～令和2年8月31日			～令和3年1月31日

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける中小事業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対策資金 の取扱いを開始しました



●**対象要件** 新型コロナウイルス感染症による業績悪化に伴い、
市町村長から売上高等の減少について認定
(セーフティネット保証4号「中小企業信用保険法第2条第5項第4号」
による認定)を受けた方

●**融資条件**

- ・融資限度額：運転・設備 8,000万円
- ・償還期間：運転資金 7年以内(据置1年)
設備資金 10年以内(据置1年)
- ・融資利率：年1.0%
- ・信用保証料：事業者負担 年0.5% (※県補給後の率)

●**短期事業資金(償還期間が1年以内の運転資金)の場合** [3月17日追加]
信用保証料：事業者負担なし(県が全額補給)
※1年を超える条件変更は認めません。
※ただし、1年間で返済ができなかった場合、条件により県制度
「返済ゆったり資金」等での借換ができる場合があります。

●**申込期間** 令和2年3月5日(木)から令和2年6月30日(火)まで

●**申込先** 県内各金融機関

セーフティネット保証4号の対象者について

- ・岐阜県内において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※売上高等の減少について、市町村長の認定を受けてください。

※有効期間は、認定の日から起算して30日間です。

- *なお、その他既存の県融資制度にもご利用の対象となる資金がありますので、下記へお問い合わせください。
- *お申込に際しては、金融機関の融資審査及び県信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

●問い合わせ先

岐阜県商工労働部商業・金融課 資金融資係 TEL 058-272-8389
岐阜県信用保証協会 総合相談窓口 TEL 0120-015-047

*融資のお申込み窓口は、県内各取扱金融機関です。



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける中小事業者の皆さまへ

危機関連対応資金 の取扱いを開始しました



対象要件

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い
市町村長から売上高等の減少について認定
(危機関連保証「中小企業信用保険法第2条第6項」による認定)
を受けた方

融資条件

- ・融資限度額：運転・設備 1億円
- ・償還期間：運転資金 7年以内（据置1年）
設備資金 10年以内（据置1年）
- ・融資利率：年1.0%
- ・信用保証料：事業者負担 年0.6%（※県補給後の率）

申込期間

令和2年3月13日(金)から令和3年1月31日(日)

申込先

県内各金融機関

危機関連保証の対象者について

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※売上高等の減少について、市町村長の認定を受けてください。

※有効期間は、認定の日から起算して30日間です。

- * なお、その他既存の県融資制度にもご利用の対象となる資金がありますので、下記へお問い合わせください。
- * お申込に際しては、金融機関の融資審査及び県信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

問い合わせ先

岐阜県商工労働部商業・金融課 資金融資係 TEL 058-272-8389

岐阜県信用保証協会 総合相談窓口 TEL 0120-015-047

* 融資のお申込み窓口は、県内各取扱金融機関です。





新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 岐阜県事業者支援手引書

岐阜県商工労働部

令和2年3月23日版

《日本政策金融公庫 融資制度》

1 セーフティーネット貸付

融資利率	融資限度額		償還期間（据置）		信用保証	融資対象者
	中小	国民	運転	設備		
年 1.11% （中小）	7億 2千万円	4千 8百万円	8年以内 （3年以内）	15年以内 （3年以内）	なし	今後の影響が見込まれる事 業者
1.91% （国民）						

2 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度

融資利率	融資限度額		償還期間（据置）		信用保証	融資対象者
	中小	国民	運転	設備		
年 0.21% （中小）	3億円	6千 万円	15年以内 （5年以内）	20年以内 （5年以内）	なし	新型コロナウイルスによる 影響を受け、売上高が5%以 上減少している中小企業・小 規模事業者
0.46% （国民）						

※信用力や担保に依らず一律金利にしたうえで、3年間を上限に▲0.9%の金利引き下げ
（通常 中小：1.11%、国民：1.36%）

※さらに一定以上の売上が減少している以下の中小企業・小規模事業者は、最大3年無利子化

- ①個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（左記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

3 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付制度

融資利率	融資限度額		償還期間（据置）		信用保証	融資対象者
	国民		運転	設備		
年 0.46%	6千万円		15年以内 （5年以内）	20年以内 （5年以内）	なし	新型コロナウイルスによる 影響を受け、売上高が5%以 上減少している生活衛生関係 営業を営む者

※信用力や担保に依らず一律金利にしたうえで、3年間を上限に▲0.9%の金利引き下げ
（通常 国民：1.36%）

※さらに一定以上の売上が減少している以下の中小企業・小規模事業者は、最大3年無利子化

- ①個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（左記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

4 衛生環境激変対策特別貸付

融資利率	融資限度額	償還期間（据置）		信用保証	融資対象者
		運転			
年 1.91%	1千万円 (旅館業) 3千万円	7年以内 (2年以内)		なし	感染症などの発生により、最近1か月の売上高が前年または前年々の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方

※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、融資利率年1.01%

《商工組合中央金庫 融資制度》

5 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度（中小企業向け制度）

融資利率	融資限度額	償還期間（据置）		信用保証	融資対象者
		国民	運転		
年 0.21%	3億円	15年以内 (5年以内)	20年以内 (5年以内)	なし	新型コロナウイルスによる影響を受け、売上高が5%以上減少している中小企業・小規模事業者

※信用力や担保に依らず一律金利にしたうえで、3年間を上限に▲0.9%の金利引き下げ（通常 1.11%）

※さらに一定以上の売上が減少している以下の中小企業・小規模事業者は、最大3年無利子化

- ①個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（左記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

《岐阜県中小企業資金融資制度》

6 経済変動対策資金

融資利率	融資限度額		償還期間（据置）		信用保証（年）	融資対象者
	運転	設備	運転	設備		
年 1.4%	1億円		7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	0.35 ~0.9% ※県保証料補給 0.1 ~1.0%	<p><緩和後> 最近1か月の売上高等が前年同月比3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も3%以上減少することが見込まれること。</p> <p><緩和前> 最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少していること。</p>

7 危機関連対応資金

融資利率	融資限度額		償還期間（据置）		信用保証（年）	融資対象者
	運転	設備	運転	設備		
年 1.0%	1億円		7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	0.6% (県負担) 0.2%	新型コロナウイルス感染症による業績悪化に伴い、市町村長から危機関連保証（※）の認定を受けた者

※危機関連保証の条件

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

8 新型コロナウイルス感染症対策資金

融資利率	融資限度額		償還期間（据置）		信用保証（年）	融資対象者
	運転	設備	運転	設備		
年 1.0%	8千万円		7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	0.5% (県負担) 0.2%	新型コロナウイルス感染症による業績悪化に伴い、市町村長からセーフティネット保証4号（※2）の認定を受けた者
			1年以内 ※1		利用者負担なし (県全額補給)	

※1 ただし、1年を超える条件変更は認めない。

※2 セーフティネット保証4号の条件

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。